

令和 5 年度
公共用 水域 等 の 水質 測定 計画

令和 5 年 3 月
(令和 5 年 7 月 修正)
広 島 県

目 次

I 計画の概要

1 趣旨	1
2 根拠法令	1
3 測定機関	1
4 測定期間	1
5 測定対象及び測定地点	1
6 測定項目及び測定回数	2
7 主な変更点	3

II 計画の詳細

1 公共用水域（水質・底質）	
(1) 目的	4
(2) 測定期間	4
(3) 測定機関及び対象水域	4
第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図	5
第1-2図 窒素及び燐に係る測定対象水域一覧図	6
(4) 測定方法	7
(5) 測定結果の報告	8
(6) 事故・災害時の対応	8
別表1 水質の分析方法及び定量限界値等	9
別表2 底質の分析方法	12
表1 水質測定計画一覧表（河川関係）	13
表2 水質測定計画一覧表（湖沼関係）	19
表3 水質測定計画一覧表（海域関係）	20
表4 底質測定計画一覧表（河川関係）	24
表5 底質測定計画一覧表（海域関係）	25
2 地下水	
(1) 目的	26
(2) 測定期間	26
(3) 測定機関及び対象水域	26
(4) 測定方法	26
(5) 測定結果の報告	27
別表3 地下水の分析方法及び定量限界値等	28
表6 地下水水質測定計画一覧表	29
3 測定点配置図	
(1) 底質調査測定点配置図	31
(2) 地下水調査測定点配置図	34

I 計画の概要

I 計画の概要

1 趣旨

県の区域に属する公共用水域（底質を含む）及び地下水の水質状況を常時監視するため、関係機関と連携を図り、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定め、令和5年度の水質測定計画を作成する。

2 根拠法令

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条

3 測定機関【13機関】

中国地方整備局、広島県、広島市、呉市、福山市、東広島市、廿日市市、三原市、竹原市、大竹市、庄原市、熊野町、坂町

4 測定期間

令和5年4月から令和6年3月まで

5 測定対象及び測定地点

(1) 水質及び底質

測定機関	測定対象水域	
	水質	底質
中国地方整備局	小瀬川、太田川、芦田川、江の川 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）、温井ダム貯水池（龍姫湖）、八田原ダム貯水池（芦田湖）、土師ダム貯水池（八千代湖）	
広島県	小瀬川、永慶寺川、御手洗川、可愛川、太田川、瀬野川、二河川、黒瀬川、高野川、三津大川、木谷郷川、賀茂川、沼田川、和久原川、栗原川、藤井川、芦田川、江の川、高梁川 渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）、小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）、三川ダム貯水池（神農湖）、帝釈川ダム貯水池（神童湖） 広島湾西部、広島湾、安芸津・安浦地先、燧灘北西部	
広島市	岡ノ下川、八幡川、太田川、瀬野川、矢野川 広島湾	八幡川、太田川、瀬野川 広島湾
呉市	二河川、大屋大川、吉浦大川、堺川、黒瀬川、大谷川、広東大川、錦川、野呂川 呉地先、安芸津・安浦地先	二河川、黒瀬川 呉地先
竹原市	賀茂川 燧灘北西部	
三原市	畠岡川、沼田川、西野川、芦田川	
福山市	藤井川、本郷川、羽原川、山南川、芦田川、手城川、大門水路、高梁川 燧灘北西部、備讃瀬戸	備讃瀬戸
庄原市	江の川	
大竹市	小瀬川	

東広島市	太田川、瀬野川、黒瀬川、沼田川	
廿日市市	毛保川	
坂町	総頭川	
熊野町	二河川	
測定 地点	河川	38 水系 227 地点
	湖沼	8 水域 8 地点
	海域	6 海域 67 地点
		5 水系 12 地点
		3 海域 14 地点

(2) 地下水

測定機関	測定対象地域	測定地点
中国地方整備局	太田川の流域	49 地点 概況調査 36 地点 継続監視調査 13 地点
広島県	広島市、呉市及び福山市を除く県の区域	
広島市	広島市の区域	
呉市	呉市の区域	
福山市	福山市の区域	
東広島市	東広島市の区域	

6 測定項目及び測定回数

(1) 水質

区分	測定項目	年間測定回数
観測項目 (7)	流量、水深、気温、水温、色相、臭氣、透視度	
生活環境項目 (13)	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、全窒素、全燐、ノルマルハキサン抽出物質(油分等)、全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、下層DO	1 ~ 12
要測定指標 (1)	透明度	1 ~ 12
健康項目 (27)	カドミウム、全ジアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	1 ~ 12
特殊項目 (4)	銅、鉄、マンガン、クロム	1 ~ 12
要監視項目 (27)	クロロホルム、トランヌー-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオノン、ダイアジノン、フェニトロチオノン、イソプロピオチオノン、オキシン銅、クロロタロニル、ブロピサミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イソプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシリソ、フル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エビクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及びPFOA	1 ~ 12
水生生物の保全に係る要監視項目 (6)	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-テオクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	1
その他の項目 (13)	アンモニア態窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、磷酸態燐、クロロフィルa、全有機炭素(TOC)、塩素イオン、濁度、メタノブル活性物質、電気伝導度、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数	1 ~ 12

(2) 底質

区分	測定項目	測定回数
観測項目 (5)	気温、水温、泥温、外観、臭氣	1
一般項目 (8)	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、強熱減量、硫化物、含水率、酸化還元電位、全窒素、全燐	
健康項目 (7)	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB	
特殊項目 (6)	銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ニッケル	
その他の項目(4)	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、燐酸態燐	

(3) 地下水

区分	測定項目	測定回数
健康項目 (28)	カドミウム、全ジアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	1～2
その他の項目(3)	塩素イオン、全窒素、全燐	1～2

7 主な変更点

(1) 水質

ローリング調査に係る健康項目及び特殊項目の測定地点の変更を行った。

(2) 地下水

概況調査の測定地点2地点（東広島市測定地点）及び汚染井戸周辺地区調査の測定地点（県測定地点）2地点を廃止した。

(3) 底質

変更点なし。

II 計画の詳細

1 公共用水域（水質、底質）

II 計画の詳細

1 公共用水域（水質・底質）

(1) 目的

この計画は、県の区域に属する公共用水域の水質状況を常時監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、水質及び底質の測定について必要な事項を定める。

(2) 測定期間

令和5年4月から令和6年3月まで

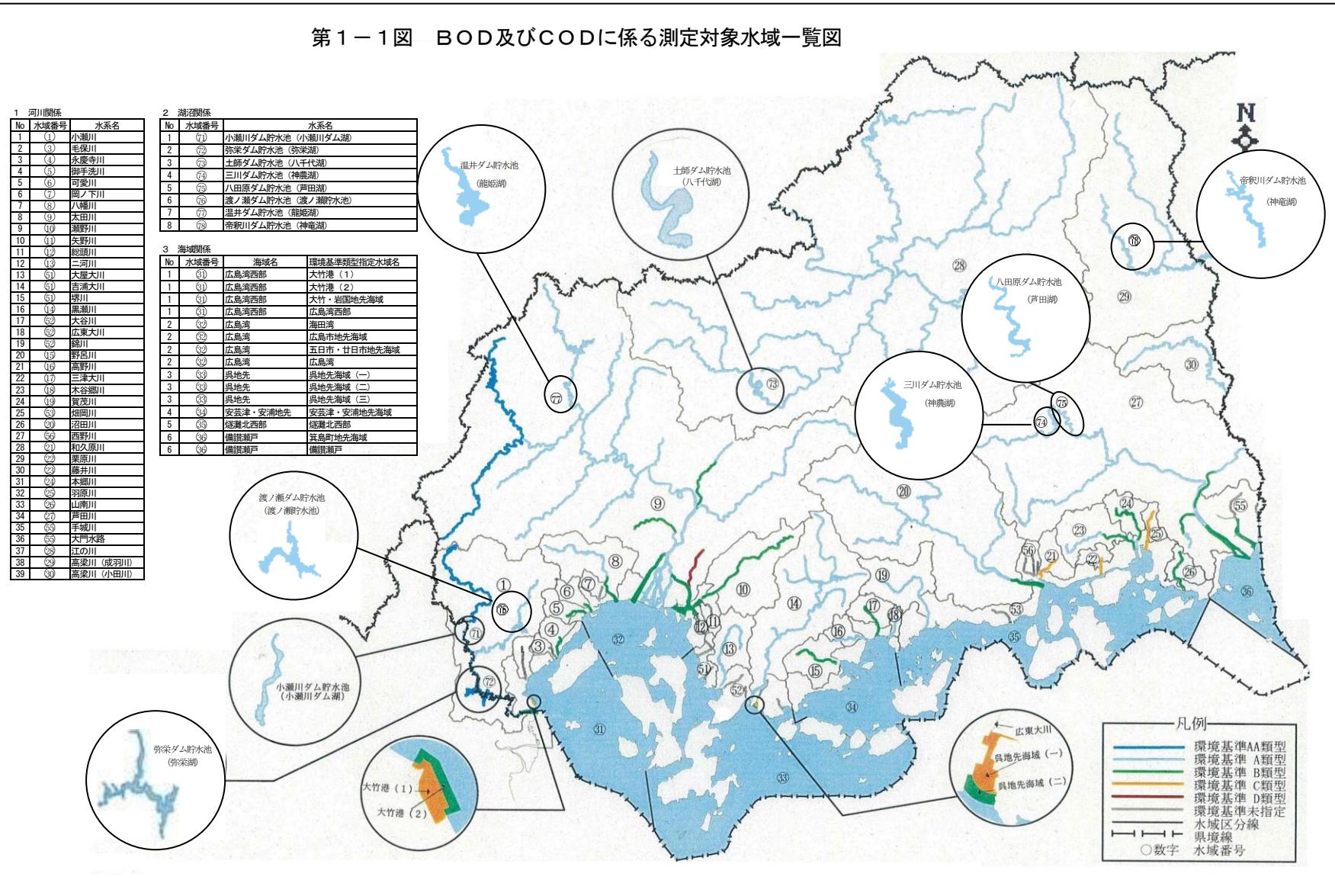
(3) 測定機関及び対象水域

測定機関及び対象水域は、次のとおりである。

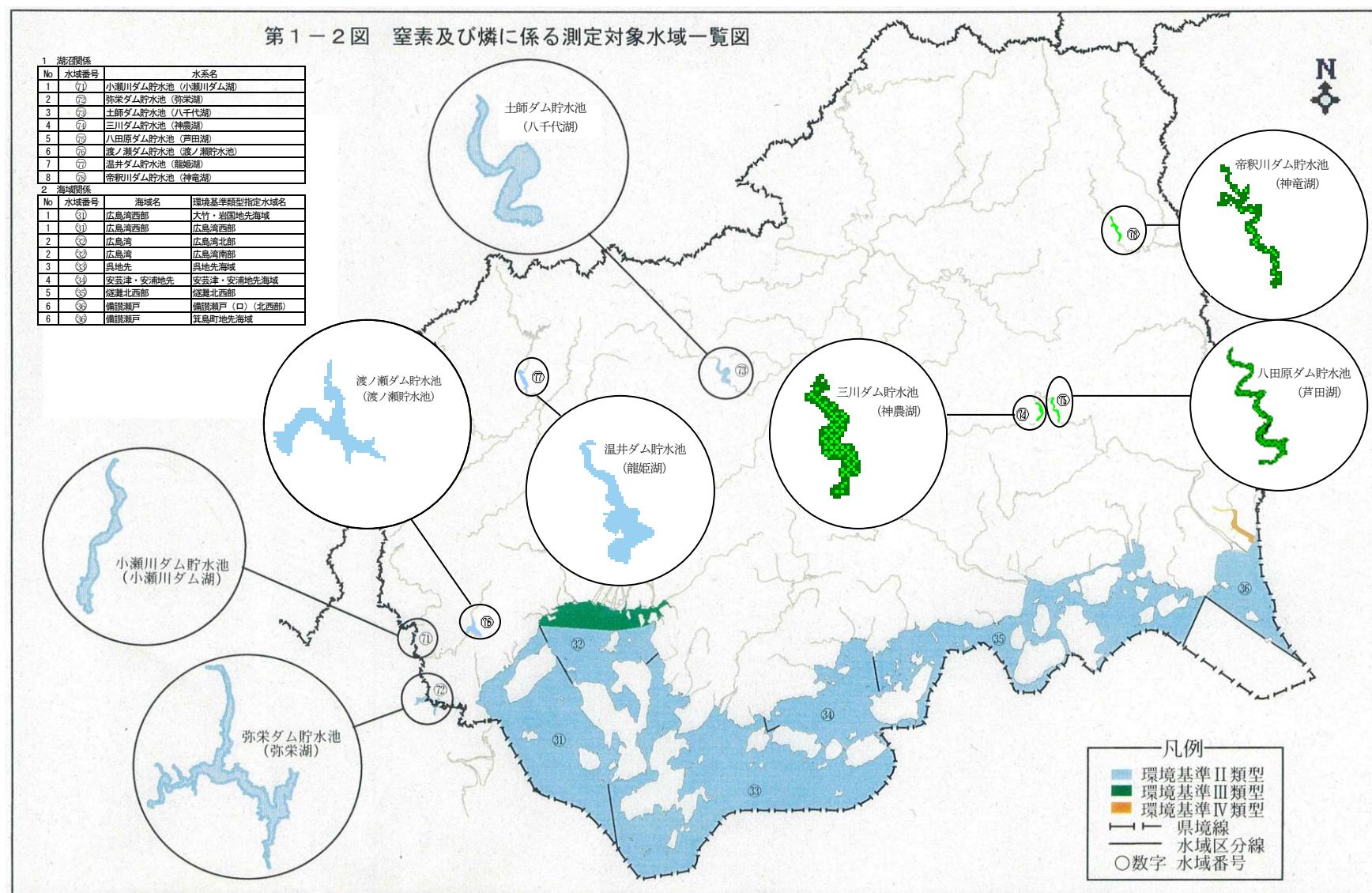
測定機関	測定対象水域（河川・湖沼・海域）
中国地方整備局	小瀬川、太田川、芦田川、江の川 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）、温井ダム貯水池（龍姫湖）、 八田原ダム貯水池（芦田湖）、土師ダム貯水池（八千代湖）
広島県	小瀬川、永慶寺川、御手洗川、可愛川、太田川、瀬野川、二河川、黒瀬川、 高野川、三津大川、木谷郷川、賀茂川、沼田川、和久原川、栗原川、藤井川、 芦田川、江の川、高梁川 渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）、小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）、 三川ダム貯水池（神農湖）、帝釈川ダム貯水池（神竜湖） 広島湾西部、広島湾、安芸津・安浦地先、燧灘北西部
広島市	岡ノ下川、八幡川、太田川、瀬野川、矢野川 広島湾
呉市	二河川、大屋大川、吉浦大川、堺川、黒瀬川、大谷川、広東大川、錦川、野呂川 呉地先、安芸津・安浦地先
竹原市	賀茂川 燧灘北西部
三原市	畠岡川、沼田川、西野川、芦田川
福山市	藤井川、本郷川、羽原川、山南川、芦田川、手城川、大門水路、高梁川 燧灘北西部、備讃瀬戸
庄原市	江の川
大竹市	小瀬川
東広島市	太田川、瀬野川、黒瀬川、沼田川
廿日市市	毛保川
坂町	総頭川
熊野町	二河川

なお、これらの測定対象水域は第1-1図、第1-2図のとおり。

第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図



第1-2図 窒素及び燐に係る測定対象水域一覧図



(4) 測定方法

ア 測定項目は、原則として次の区分のとおりとする。

(ア) 水質

区分	測定項目
観測項目	流量、水深、気温、水温、色相、臭氣、透視度
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、ノルマルハキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全燐、全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、下層DO
要測定指標	透明度
健康項目	カドミウム、全ジアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオバシンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン
特殊項目	銅、鉄、マンガン、クロム
要監視項目	クロロホルム、トランヌー-1,2-ジクロロエレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオノン、ダライジノン、フェニトオノン、イソプロピオラム、オキシン銅、クロロタロニル、プロピオキシド、EPN、ジクロルボス、フェノプロカルブ、イソプロパンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシリ、タル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及びPFOA
水生生物の保全に係る要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
その他の項目	アンモニア態窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、磷酸態燐、クロロフィルa、全有機炭素(TOC)、塩素イオン、濁度、メレソブル活性物質、電気伝導度、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数

(イ) 底質

区分	測定項目
観測項目	気温、水温、泥温、外観、臭氣
一般項目	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、強熱減量、硫化物、含水率、酸化還元電位、全窒素、全燐
健康項目	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB
特殊項目	銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ニッケル
その他の項目	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、磷酸態燐

イ 測定地点、測定回数等

各水域の測定地点、測定項目、測定回数及び測定機関については、表1（水質：河川関係）、表2（水質：湖沼関係）、表3（水質：海域関係）、表4（底質：河川関係）及び表5（底質：海域関係）のとおりである。

なお、測定回数は次の区分による。

(ア) 通年調査

各水域の重要な地点において、年間を通じて、各月の1日につき1回以上実施する測定をいう。

(イ) 通日調査

日間の水質変動が大きい地点において、1日につき2時間間隔で13回以上実施する測定をいう。

(ウ) 一般調査

原則として、年に4回以上実施する測定をいう。

ウ 分析方法

(ア) 水質

分析の方法等は、原則として別表1のとおりとする。

なお、これらに定めのない項目及びこの方法によらない場合は、測定結果報告の際に特記するものとする。

(イ) 底質

分析の方法は、原則として別表2のとおりとする。

(5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果をExcelのデータにより、当月分を翌月の末日までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について水質環境基準値を超えた場合には、その都度、速やかに知事へ通知するものとする。

また、要測定指標の測定結果について、水質汚濁防止法政令市の長は、測定終了後、その測定結果を、平成25年3月25日付け環水大水発第1303251号「要測定指標等の測定の実施について」の別添4 要測定指標報告要領に従い記入したExcelのデータにより、知事に通知するものとする。

(6) 事故・災害時の対応

事故・災害等の発生により、河川等の汚染やその拡散が懸念され、その影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関と連携して、迅速に調査を行うものとする。

別表1

水質の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界	表示桁数等	分析方法
流量	m ³ / s	小数点以下 2 桁	
水深	m	〃 1 桁	
気温、水温	℃	〃 1 桁	
透視度	c m	〃 1 桁	
pH		〃 1 桁	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。))別表2に掲げる方法(日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
D0	0.5	mg/L	〃 1 桁
BOD	0.5	mg/L	〃 1 桁
COD	0.5	mg/L	〃 1 桁
SS	1	mg/L	整数部分
大腸菌数	1	CFU/100mL	〃
ノルマヘキサン抽出物質	0.5	mg/L	小数点以下 1 桁
全窒素	0.05	mg/L	〃 2 桁
全燐	0.003	mg/L	〃 3 桁
全亜鉛	0.001	mg/L	〃 3 桁
ノニルフェノール	0.00006	mg/L	〃 5 桁
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	mg/L	〃 4 桁
下層D0	0.5	mg/L	〃 1 桁
透明度		m	〃 1 桁
カドミウム	0.0003	mg/L	小数点以下 4 桁
全ジン	0.1	mg/L	〃 1 桁
鉛	0.005	mg/L	〃 3 桁
六価クロム	0.01	mg/L	〃 2 桁
砒素	0.005	mg/L	〃 3 桁
総水銀	0.0005	mg/L	〃 4 桁
アルキル水銀	0.0005	mg/L	〃 4 桁
PCB	0.0005	mg/L	〃 4 桁
ジクロロメタン	0.002	mg/L	〃 3 桁
四塩化炭素	0.0002	mg/L	〃 4 桁
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	〃 4 桁
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃 3 桁
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	〃 3 桁
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	〃 4 桁
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	〃 4 桁
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	〃 3 桁
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	〃 4 桁
1,3-ジクロロブロベン	0.0002	mg/L	〃 4 桁
チカラム	0.0006	mg/L	〃 4 桁

シマジン	0.0003	mg/L	〃	4 桁	同上(公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
チオジンカルブ ^ア	0.002	mg/L	〃	3 桁	
ベンゼン	0.001	mg/L	〃	3 桁	
セレン	0.002	mg/L	〃	3 桁	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	〃	2 桁	
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃	3 桁	同上(硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法)
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃	3 桁	
ふつ素	0.08	mg/L	〃	2 桁	同上(規格 K0102 の 34.1(34)の備考 1 を除く)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、リン酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 34.1.1c) (注(2)第三文及び 34 の備考 1 を除く。)(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 7)
ほう素	0.01	mg/L	〃	2 桁	同上(規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法)
1,4-ジ ^ア オキサン	0.005	mg/L	〃	3 桁	同上(公共用水域告示付表 8 に掲げる方法)
銅	0.005	mg/L	〃	3 桁	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号(以下「告示 2」という。)) 第 35 号に掲げる方法(規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法)
鉄	0.1	mg/L	〃	1 桁	告示 2 第 37 号に掲げる方法(規格 K0102 の 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法)
マンガン	0.1	mg/L	〃	1 桁	告示 2 第 38 号に掲げる方法(規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法)
クロム(全)	0.1	mg/L	〃	1 桁	告示 2 第 39 号に掲げる方法(規格 K0102 の 65.1 に定める方法)
クロロホルム	0.001	mg/L	〃	3 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成 5 年 4 月 28 日環境庁水質保全局長通知(以下「通知」という。)) の別表に掲げる方法(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法)
トランヌー ^ア 、2-ジ ^ア クロエチレン	0.001	mg/L	〃	3 桁	
1,2-ジ ^ア クロロブ ^ア ロ ^ア ン	0.001	mg/L	〃	3 桁	
p-ジ ^ア クロロベンゼン	0.001	mg/L	〃	3 桁	
イソキサチオノ	0.0002	mg/L	〃	4 桁	
ダ ^ア イジ ^ア ノン	0.0001	mg/L	〃	4 桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
フェニトオキシン(MEP)	0.0002	mg/L	〃	4 桁	
イソブ ^ア ロチオラン	0.0005	mg/L	〃	4 桁	
オキシン銅(有機銅)	0.002	mg/L	〃	3 桁	
クロロタロニル(TPN)	0.0005	mg/L	〃	4 桁	
ブロビ ^ア サミド ^ア	0.0001	mg/L	〃	4 桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
EPN	0.0005	mg/L	〃	4 桁	
ジ ^ア クロルボ ^ア ス(DDVP)	0.0005	mg/L	〃	4 桁	
フェノブ ^ア カルブ ^ア (BPMC)	0.0001	mg/L	〃	4 桁	
イブ ^ア ロヘンホス(IBP)	0.0001	mg/L	〃	4 桁	
クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	〃	4 桁	同上(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法)
トルエン	0.01	mg/L	〃	2 桁	
キシレン	0.01	mg/L	〃	2 桁	
フタル酸ジ ^ア エチルヘキシル	0.005	mg/L	〃	3 桁	
ニッケル	0.001	mg/L	〃	3 桁	
モリブ ^ア デン	0.007	mg/L	〃	3 桁	同上(規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法)
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃	4 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成 16 年 3 月 31 日環境省水環境部長通知(以下「通知 2」という。)付表 1 に掲げる方法)
エビ ^ア クロロヒド ^ア リン	0.00004	mg/L	〃	5 桁	同上(通知 2 付表 2 に掲げる方法)
全マンガン	0.005	mg/L	〃	3 桁	同上(規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釀することとする。))
ウラン	0.0002	mg/L	〃	4 桁	同上(通知 2 付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
PFOS 及び PFOA	0.0000003	mg/L	〃	7 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和 2 年 5 月 28 日環境省水・大気環境局長通知)付表 1 に掲げる方法
アンチモン	0.001	mg/L	〃	3 桁	同上(通知 2 付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法)

フェノール	0.001	mg/L	〃 3 衡	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 15 年 11 月 5 日環境省大気環境局長通知（以下「通知 3」という。）付表 1 に掲げる方法
ホルムアルデヒド	0.003	mg/L	〃 3 衡	通知 3 付表 2 に掲げる方法
4-t-オクチルフェノール	0.00003	mg/L	〃 5 衡	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 25 年 3 月 27 日環境省水・大気環境局長通知（以下「通知 4」という。）付表 1 に掲げる方法
アニリン	0.002	mg/L	〃 3 衡	通知 4 付表 2 に掲げる方法
2, 4-ジクロロフェノール	0.0003	mg/L	〃 4 衡	通知 4 付表 3 に掲げる方法
塩素イオン	0.1	mg/L	有効数字 3 衡	規格 K0102 の 35 に定める方法
アンモニア態窒素	0.01	mg/L	小数点以下 2 衡	規格 K0102 の 42.2、42.3、42.5 又は 42.6 に定める方法
有機態窒素		mg/L	小数点以下 2 衡	規格 K0102 の 44 に定める方法によるほか、科学的に確立された方法
燐酸態磷	0.003	mg/L	〃 3 衡	規格 K0102 の 46.1 に定める方法
TOC	0.2	mg/L	〃 1 衡	協力依頼別添 3 に定める方法
クロフィル a	0.5	mg/m ³	〃 1 衡	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/L	〃 3 衡	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成 7 年 6 月 16 日、環境庁告示第 30 号）
クロホルム生成能	0.001	mg/L	〃 3 衡	
ジクロロクロロメタン生成能	0.001	mg/L	〃 3 衡	
ブロム生成能	0.001	mg/L	〃 3 衡	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100mL	整数部分	河川水質試験方法による標準法

1 表示桁数欄中、D.O.以下の特記するもののはかは、有効数字 2 衡とし、有効数字 3 衡目を切り捨てる。

2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2 物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

3 有機態窒素の定量限界は各測定機関において定める。

別表2
底質の分析方法

測定項目	分析方法
pH	「水質汚濁調査指針」（松江吉行著）による。
化学的酸素要求量	
強熱減量	
硫化物	
全窒素	
全燐	
カドミウム	
鉛	
六価クロム	
砒素	
総水銀	
アルキル水銀	「底質調査方法」（平成24年8月、環境省水・大気環境局長通知）による。
PCB	
亜鉛	
銅	
鉄	
マンガン	
クロム	
ニッケル	
アンモニア態窒素	
亜硝酸態窒素	
硝酸態窒素	
有機態窒素	「瀬戸内海栄養塩類収支挙動調査のための水質試験方法」（昭和50年10月、環境庁水質保全局通知）による。
燐酸態燐	「底質調査方法」（平成24年8月、環境省水・大気環境局長通知）による。
全有機炭素	

表4 底質測定計画一覧表(河川関係)

水系名		八幡川	太田川								瀬野川	二河川	黒瀬川	
河川名		八幡川	太田川	太田川	天満川	旧太田川(本川)	元安川	京橋川	猿猴川	猿猴川	瀬野川	二河川	黒瀬川	
測定地点	名称	八幡川河口	戸取坂上水口水道	旭橋	昭和大橋	舟橋	南橋	御幸橋	仁保橋	向洋入江	日浦橋	山手橋	真光寺橋	
		番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	8	9
測定回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般項目	pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硫化物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	含水率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全燃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
健康新項目	酸化還元電位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	砒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アルキル水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊項目	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	亜鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ニッケル													
その他の項目	アンモニア態窒素													
	亜硝酸態窒素													
	硝酸態窒素													
	有機態窒素													
	燃酸態燃													
全有機炭素														
測定機関名		広島市										呉市		

表5

底質測定計画一覧表(海域関係)

海域名		広島湾	吳地先												備讃瀬戸	
測定地点	測定地点名	金輪島西	吳地先5	吳地先7	吳地先10	吳地先15	吳地先19	吳地先25	吳地先26	吳地先28	吳地先1	吳地先3	吳地先37	備讃瀬戸1	備讃瀬戸2	
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	緯度	34 132 I I 20 28 I I 17 35	34 132 I I 14 32 I I 22 12	34 132 I I 14 33 I I 15 11	34 132 I I 12 32 I I 1 21	34 132 I I 13 36 I I 48 17	34 132 I I 13 36 I I 17 5	34 132 I I 13 36 I I 10 43	34 132 I I 12 36 I I 4 40	34 132 I I 17 30 I I 40 23	34 132 I I 15 31 I I 19 45	34 132 I I 12 39 I I 16 37	34 133 I I 27 24 I I 54 31	34 133 I I 26 26 I I 26 47		
測定回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一般項目	pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	硫化物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	含水率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	全窒素	1												1	1	
	全燐	1												1	1	
	酸化還元電位	1														
健康項目	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	砒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
特殊項目	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	亜鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
その他の項目	ニッケル													1	1	
	アンモニア態窒素													1	1	
	亜硝酸態窒素													1	1	
	硝酸態窒素													1	1	
	有機態窒素															
	燐酸態燐													1	1	
測定機関名		広島市	呉市										福山市			

2 地下水

2 地下水

(1) 目的

この計画は、県の区域に属する地下水の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、地下水の水質測定に必要な事項を定める。

(2) 測定期間

令和5年4月から令和6年3月までとする。

(3) 測定機関及び対象区域

測定機関	測定対象区域
中国地方整備局	太田川の流域
広島県	広島市、呉市、福山市の区域を除く県の区域
広島市	広島市の区域
呉市	呉市の区域
福山市	福山市の区域
東広島市	東広島市の区域

(4) 測定方法

ア 測定地点

測定地点は、地下水測定地点配置図のとおりであり、測定機関別の測定地点数は、次のとおりである。

測定機関	区分	中国地方 整備局	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市
地点数	概況調査	3	16	10	3	4	—
	継続監視調査	—	3	7	—	1	2
	汚染井戸周辺地区調査	—	—	—	—	—	—

(注) 概況調査：地域の全体的な地下水水質の状況の把握を目的とした調査

継続監視調査：確認された汚染の継続的な監視等を目的とした調査

汚染井戸周辺地区調査：確認された汚染の範囲を確認するとともに、汚染原因の究明等を目的とした調査

イ 測定項目及び測定回数

測定地点別の測定項目及び測定回数は、表6のとおりである。

ウ 分析方法

分析の方法等は、原則として別表3のとおりとする。

なお、これらの定めのない項目及びこの方法によらない場合については、測定結果報告の際に特記するものとする。

(5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果をExcelのデータにより、当月分を翌月末までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について環境基準を超えた場合は、その都度すみやかに知事に通知するものとする。

別表3

地下水の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
カドミウム	0.0003	mg/L	小数点以下4桁	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号（以下「地下水告示」という。））別表に掲げる方法（規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法）
全シアン	0.1	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102の38.1.2（38の備考11を除く。以下同じ）及び38.2、38.1.2及び38.3に定める方法、38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法）
鉛	0.005	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102の54に定める方法）
六価クロム	0.01	mg/L	〃 2桁	同上（規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65. の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法）
総水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	0.0005	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.002	mg/L	〃 3桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法）
四塩化炭素	0.0002	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法）
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃 4桁	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	〃 4桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法）
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法）
1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	〃 3桁	同上（シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法）
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上（シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法）
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上（シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法）
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法）
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	〃 4桁	
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	〃 3桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	〃 4桁	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法）
チウラム	0.0006	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.0003	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオヘンカルブ	0.002	mg/L	〃 3桁	
ベンゼン	0.001	mg/L	〃 3桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法）
セレン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法）
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	〃 2桁	同上（硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法）
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3桁	
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3桁	
ふつ素	0.08	mg/L	〃 2桁	同上（規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及び付着物質の測定法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法)
ほう素	0.01	mg/L	〃 2桁	同上（規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法）
1,4-ジオキサン	0.005	mg/L	〃 3桁	公共用水域告示付表8に掲げる方法

1 表示桁数欄中、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切捨てる。

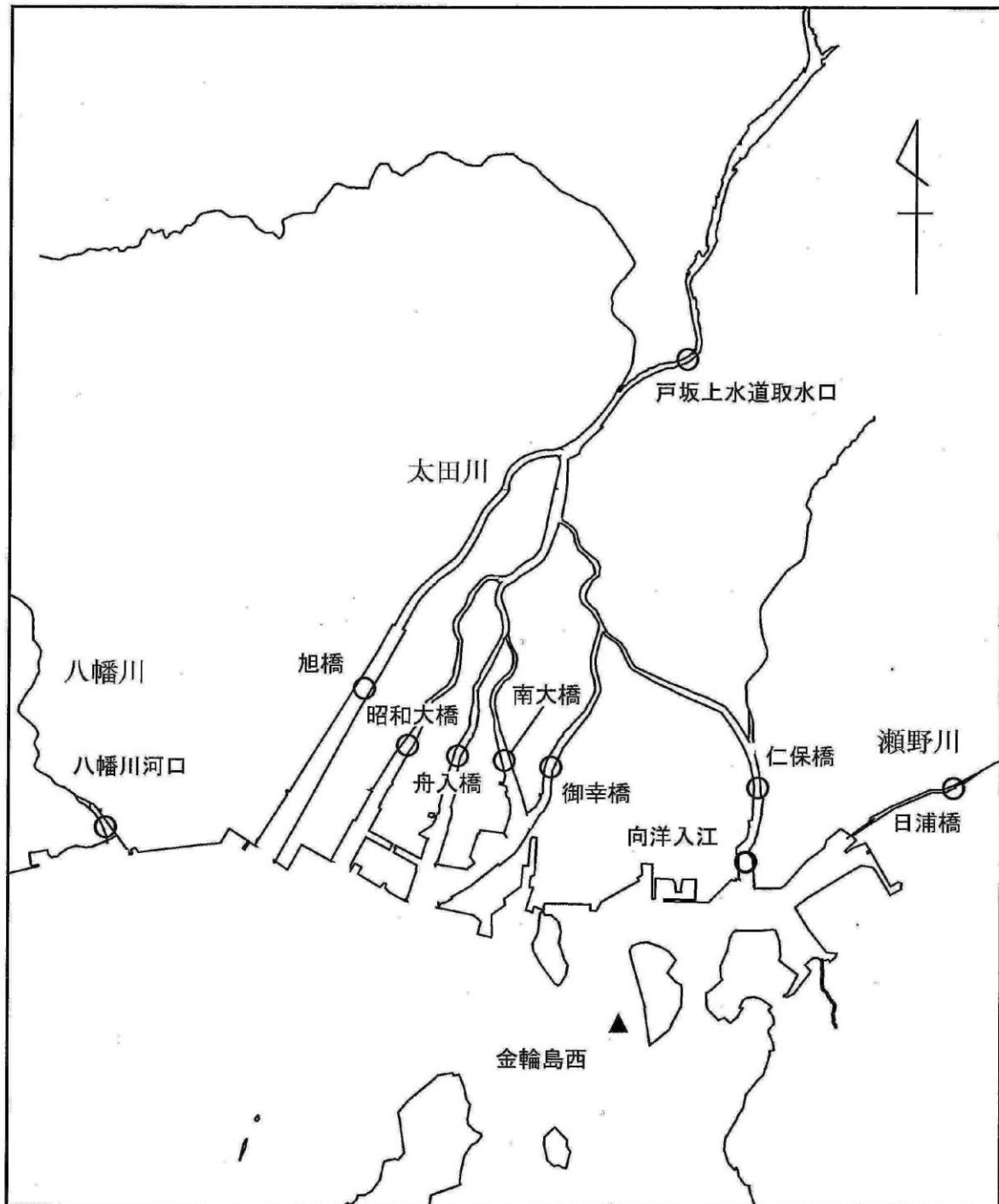
表中に記載のない項目について分析を行う場合は、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によることとする。

2 環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目（1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）については、2物質の測定値がいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

表6 地下水水質測定計画一覧表

3 測 定 点 配 置 図

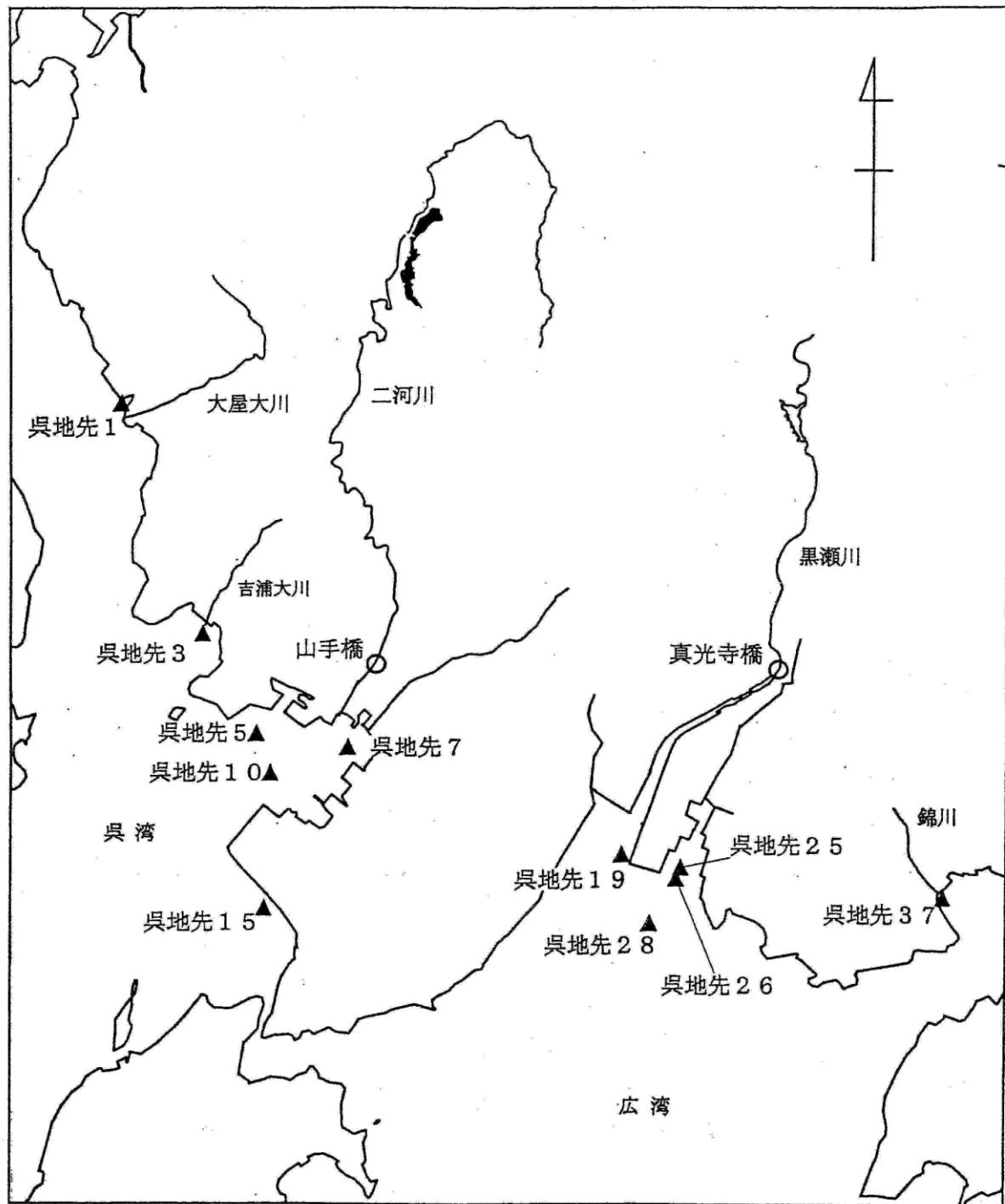
底質調査測定点配置図（1）



凡例

- 1 ○は河川の底質測定点を示す。
- 2 ▲は海域の底質測定点を示す。

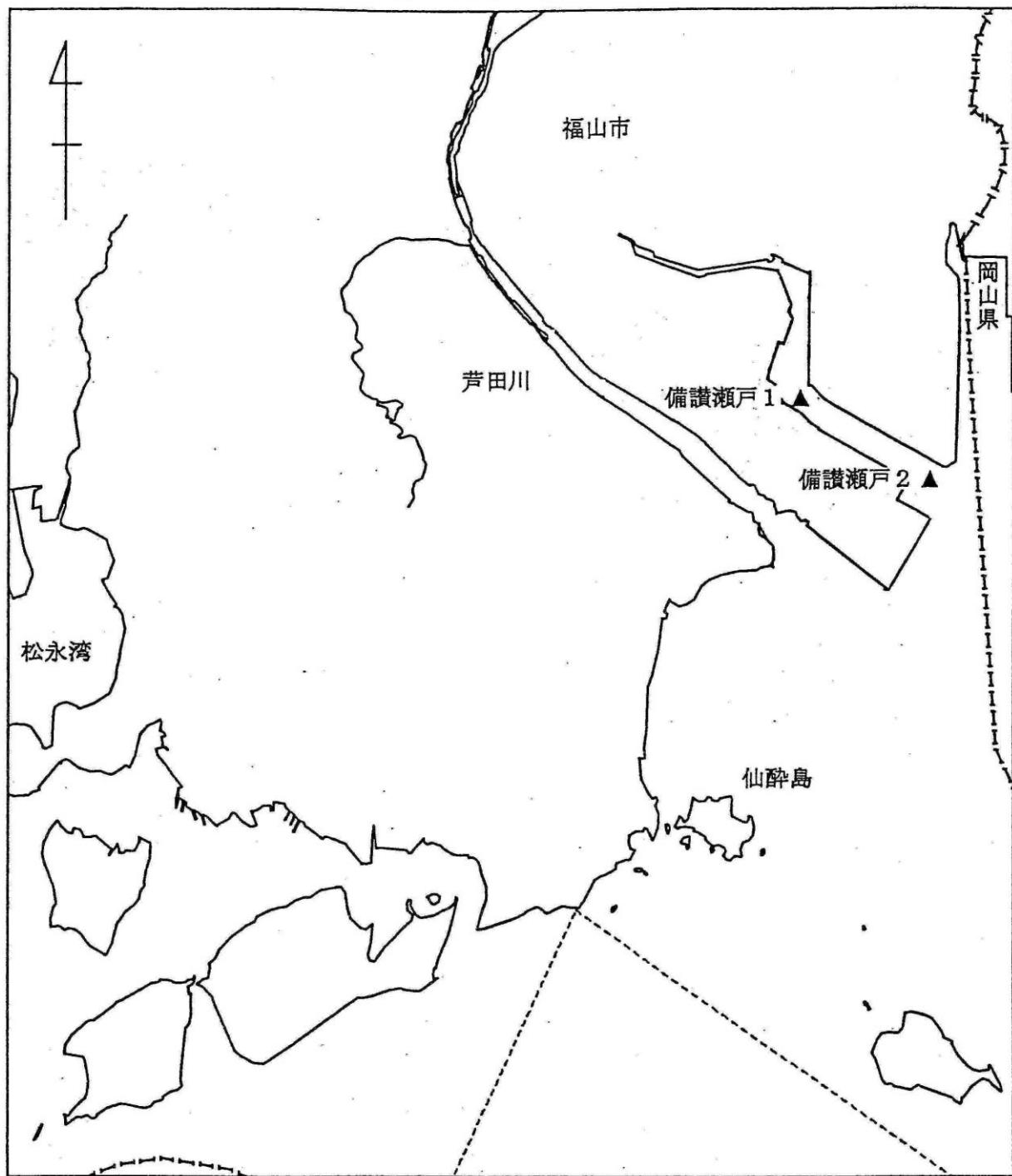
底質調査測定点配置図（2）



凡例

1 ○ は河川の底質測定点を示す。
2 ▲ は海域の底質測定点を示す。

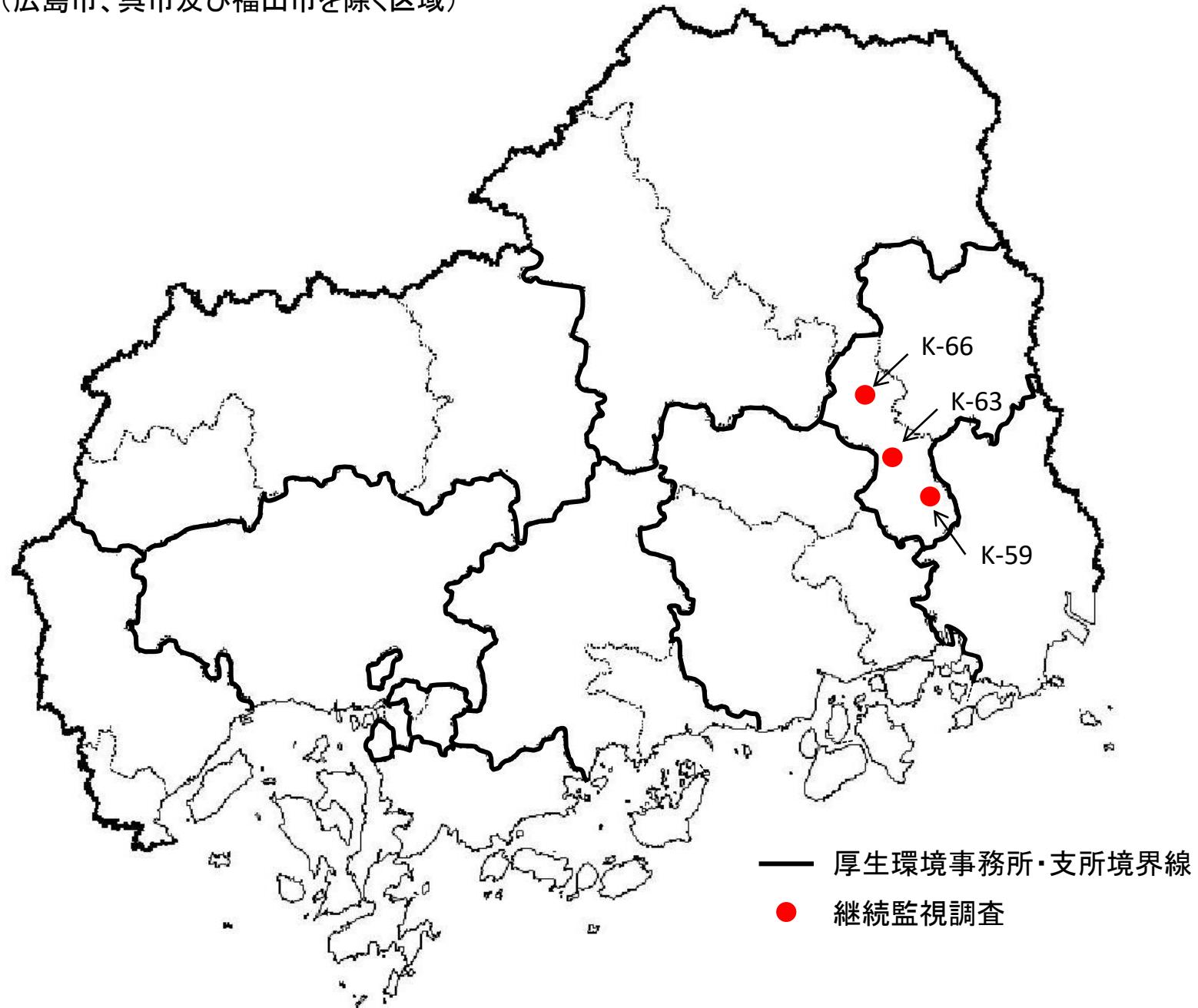
底質調査測定点配置図（3）



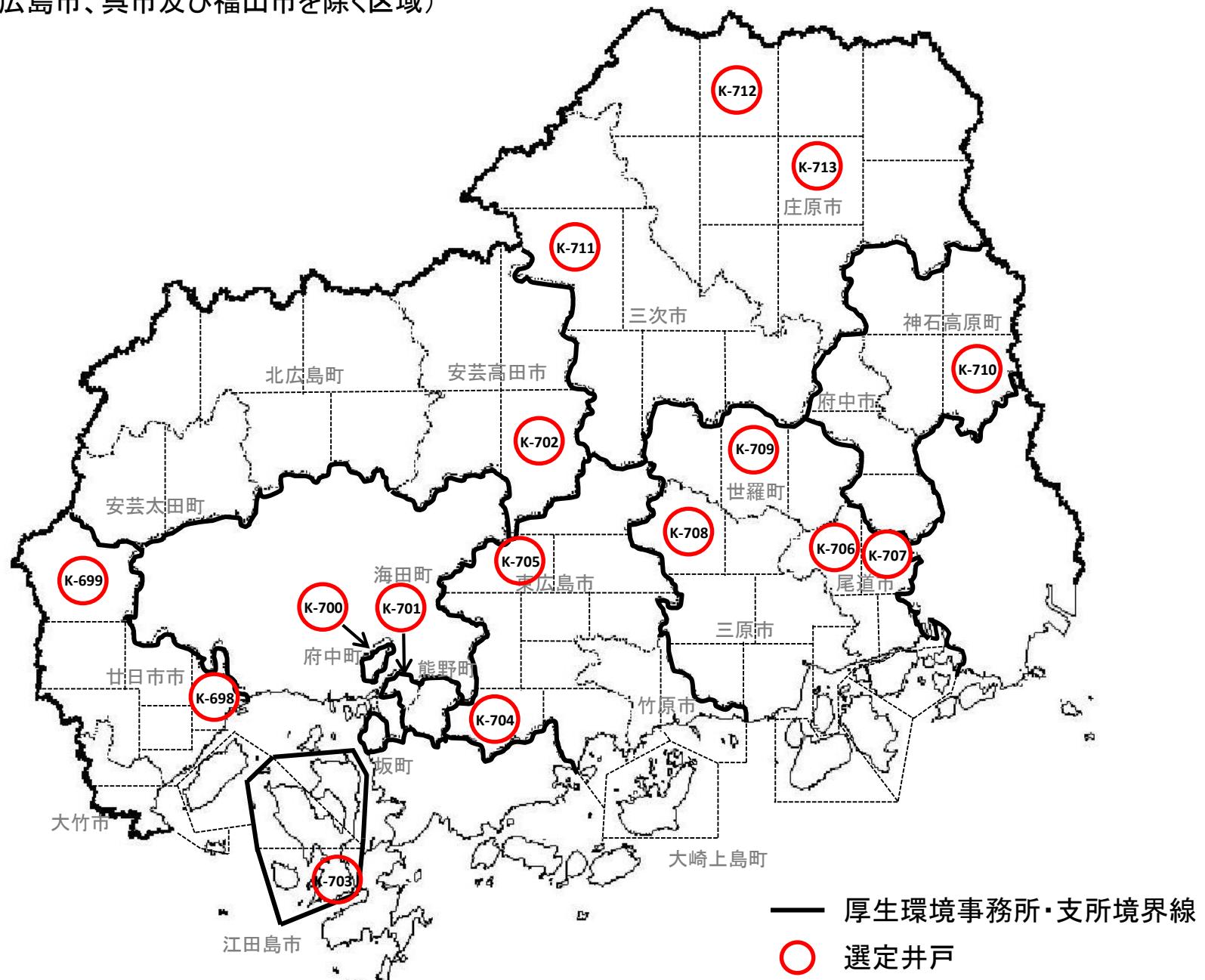
—凡例—

- 1 ▲は海域の底質測定点を示す。
- 2 ———は県境線を示す。
- 3 -----は水域区分を示す。

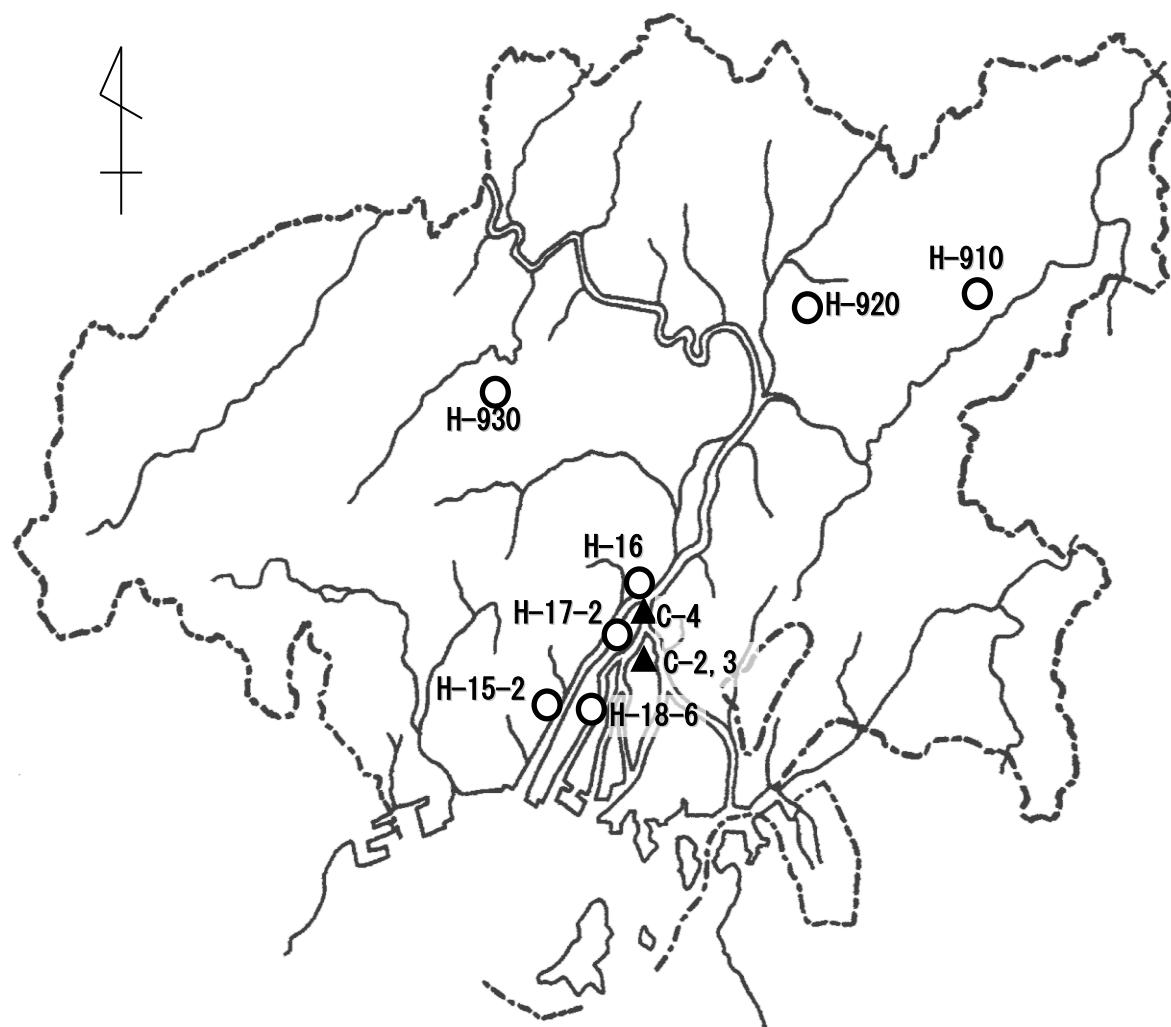
地下水調査測定点配置図(1):継続監視調査
(広島市、呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定地点配置図(2):概況調査測定地点図
(広島市、呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定点配置図（3）
(広島市の区域)



凡例	
▲	中国地方整備局の概況調査地点
●	広島市の概況調査地点 (H389～H398未定)
○	広島市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図（4）

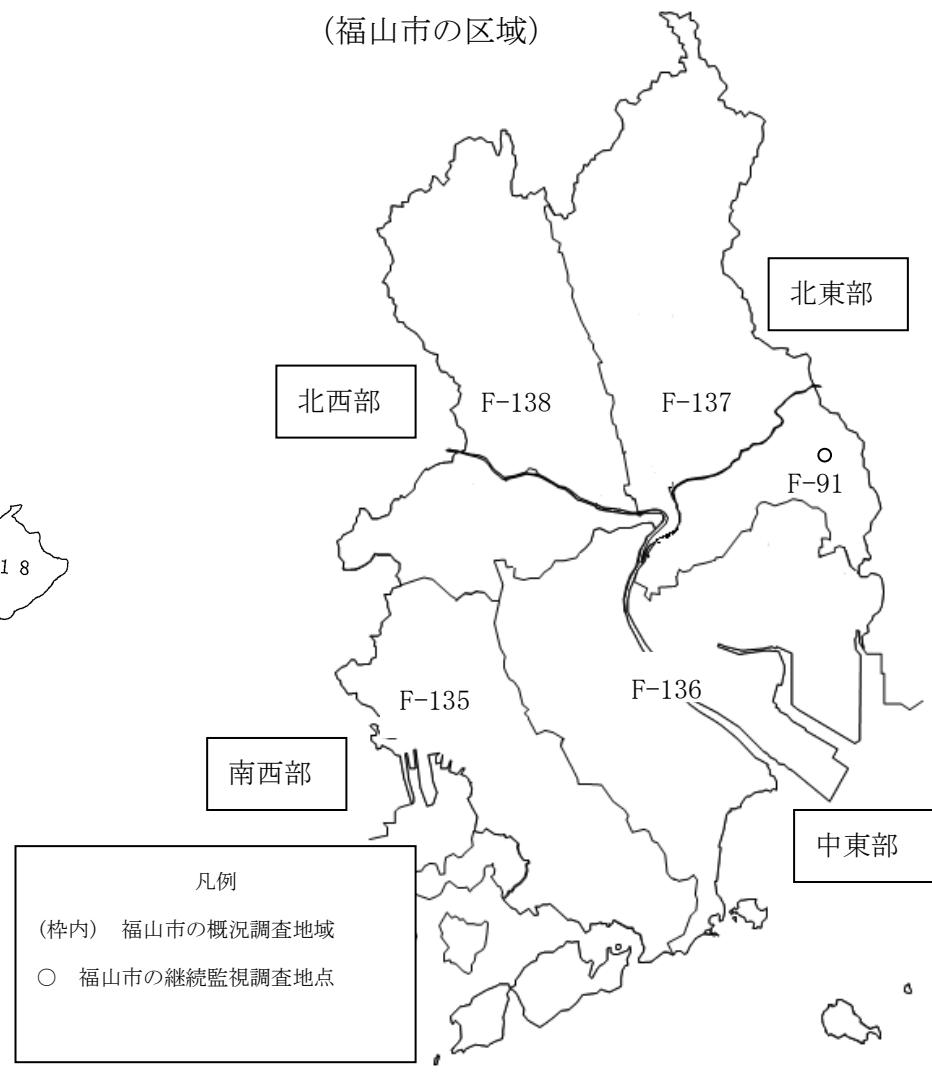
（呉市の区域）



37

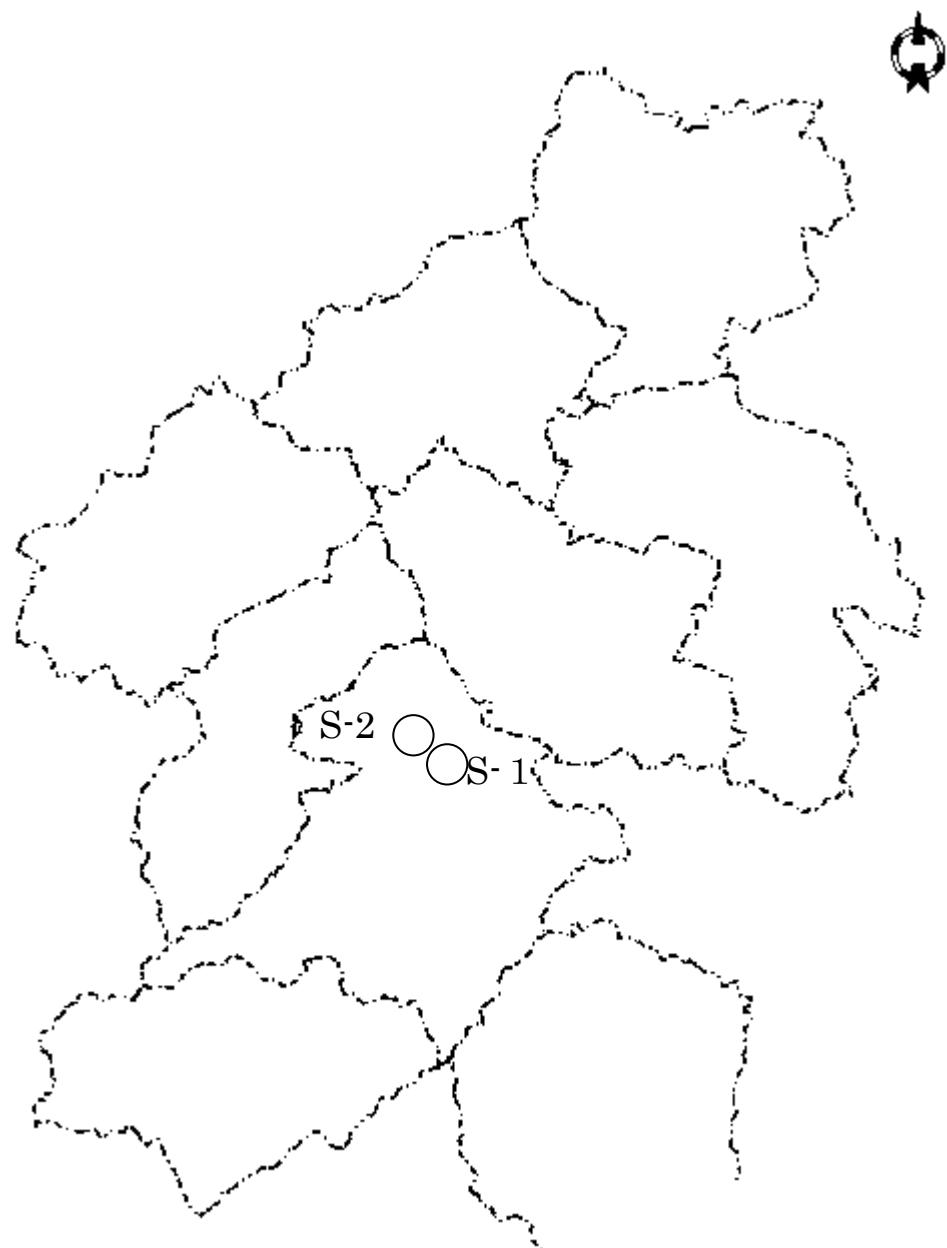
地下水調査測定点配置図（5）

（福山市の区域）



38

地下水調査測定点配置図（6）
(東広島市の区域（ただし、広島県の測定地点を除く。))



凡例
○ 東広島市の継続監視調査地点